

運輸省官制の一部を改正する法律

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「工作局」の下に「、國營自動車局」を加える。

第四條第二号の次に左の一号を加える。

二ノ二 國有鐵道に在場スル國營自動車及其ノ附帶寫眞ニ關スル專

項

第六條第一号中「國有鐵道」の下に「及國營自動車」を加え、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理由

國有鐵道に關連する國營自動車の經營は、これを國有鐵道の運輸を所掌する鐵道總局をして行わせる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。